

令和8年10月 29 日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	島田 ・ 近藤

工事事故を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

- ①名 称 株式会社 スエオカ
許可番号 大臣許可 第015147号
所 在 地 北松浦郡佐々町志方免2
- ②名 称 株式会社 大剛興産
許可番号 知事許可 第012211号
所 在 地 佐世保市吉岡町55-61

2. 指名停止の期間

- ①②令和8年10月30日から令和8年11月26日(4週間)

3. 指名停止の理由

株式会社スエオカが受注した県北振興局発注の主要地方道佐々鹿町江迎線道路改良工事(16工区)において、令和8年7月22日、安全管理措置の不適切により、境界標柱の運搬を行っていた1次下請業者である株式会社大剛興産の作業員が転倒し、右足を骨折する負傷事故を起こしたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領

- ①第2条「別表第1第6号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)」該当
- ②第3条「別表第1第6号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)」該当